

監査委員公表第 6 号

監査等の結果に基づく措置状況について、錦江町監査基準第18条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年8月22日

錦江町監査委員	中 村 貢
同	久保 勇太

錦総務第 618 号

令和7年8月22日

錦江町代表監査委員 中村 貢 殿

錦江町長 新田 敏郎

監査 結果の措置状況 について (通知)

錦江町監査基準第18条第2項に基づき請求のあった、監査の結果（令和6年度実施の監査等）に係る措置状況について、別紙のとおり報告する。

錦総務第 618 号
令和7年8月22日

錦江町代表監査委員 中村 貢 殿

錦江町長 新田 敏郎

令和 6 年度 監査結果の措置状況について（通知）

錦江町監査基準第18条第 2 項に基づき請求のあった、監査の結果（令和 6 年度実施の監査等）に係る措置状況について、別紙のとおり報告する。

令和6年度 監査結果の措置状況

課名/監査名	指 摘 内 容	対 応 内 容
総務課 (備品監査)	<p>備品番号1-6の地方自治法質疑応答集に備品シールがなかった。そのほか、購入から40年以上経過したものも散見されたので、物品の動作確認等行い、その機能を果たせないものは廃棄されたい。</p> <p>また、常置場所が多数あるので、台帳を常置場所ごとに整理されたい。</p>	<p>備品番号1-60の地方自治法質疑応答集には、備品シールを貼り付け済み。その他耐用年数を大幅に経過した備品については、確認を行い使用不能なものは廃棄済みである。</p> <p>※ 1-6は、片袖机であり貼り付け済み。</p>
住民税務課 (備品監査)	<p>備品の使用者欄に既に退職した職員の氏名が多数見受けられたので、確認・訂正されたい。</p> <p>土地台帳等が保管されている金庫の台帳記載がなかったもので、確認のうえ、備品シールを貼り台帳に記載されたい。</p>	<p>備品の使用者欄については、確認を行い現在の職員に訂正しました。</p> <p>土地台帳等が保管されている金庫については、備品シールを貼り台帳に記載しました。</p>
農業委員会 (備品監査)	<p>農業委員会で使用されていないものも台帳に記載があったので、確認のうえ、整理されたい。</p>	<p>農業委員会で使用していないものは、台帳から削除いたしました。</p>
産業建設課 (備品監査)	<p>監査時に台帳の訂正の申し出が数件あったので、物品の移動と同時にその都度、台帳を整理されたい。</p> <p>台帳を確認すると、1-4, 2-2, 5-3, 8-4など様々な番号で管理されているので、統一した番号で管理されたい。</p>	<p>備品台帳については、物品の異動や廃棄、新規購入等があった場合、速やかに台帳を整理いたします。</p> <p>枝番が付されている備品は、机や椅子、キャビネットなど、種類ごとに整理して登録しています。今後は、異動や新規の購入等があった場合、連番の管理番号を付して管理いたします。</p>

令和6年度 監査結果の措置状況

課名/監査名	指 摘 内 容	対 応 内 容
介護福祉課 (補助団体監査)	<p>錦江町社会福祉協議会運営費補助事業について 決算書にあった仮払金及び未確定金額の内訳など詳細が判明したときは監査委員にも報告されたい。</p>	<p>ご指摘のありました内容につきまして、ご報告いたします。</p> <p>令和4年度以前の不明な金額は未確定金額として40,724,376円、令和5年度の不明な金額は、仮払金とし1,667,053円にて計上していましたが、未確定金額と仮払金の確定作業に、当社協代理人弁護士及び税理士に依頼し精査していただいた結果、以下のとおり確定しましたので、ご報告いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮払金の1,667,053円につきましては、証票等を精査した結果 0円になっております。 ・未確定金額の40,724,376円については、同じく証票等の精査を進めた結果、横領金額として31,895,902円と特定されたことから、勘定科目は未収金として計上してあります。 ・横領金額のうち、1千万円を令和6年6月に返済（残金21,895,902円） ・元職員と互いの代理人を通じて「覚書」を交わしている。この覚書には、令和9年3月末までに全額返済すること、毎月10万円ずつ必ず返済すること及び、このいずれかを履行しない場合、刑事告訴することを明記。